

議題 5

議案第 37 号

平成 30 年 12 月 21 日提出

博物館に相当する施設の指定の取消しについて

このことについて、次のとおり博物館に相当する施設の指定を取り消すこととしたい。

1 議案の要旨

平成 30 年 11 月 14 日、トーホー株式会社より、同社が設置するガラス博物館を本年 12 月 24 日付で閉館する旨の報告があった。これに伴い、博物館法施行規則第 20 条第 1 項の要件を欠くことになったため、同施行規則第 24 条に基づき博物館に相当する施設の指定の取消しを行うものである。

2 対象施設

施設名	ガラス博物館
所在地	広島市安佐北区大林二丁目 12 番 55 号
設置者	トーホー株式会社
指定年月日	平成 8 年 6 月 14 日

3 指定取消年月日

平成 30 年 12 月 24 日

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号） 抜粋

第4章 博物館に相当する施設の指定

（指定要件の審査）

第20条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 1 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
 - 2 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
 - 3 学芸員に相当する職員がいること。
 - 4 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 5 1年を通じて100日以上開館すること。
- 2 前項に規定する指定の審査に当たっては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

（指定の取消）

第24条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第20条第1項に規定する要件を欠くに至ったものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。